

三重県看護職員確保対策検討会設置要綱

(設置)

第1条 医療の高度化や専門化に対応できる質の高い看護職員の養成と県内の看護職員供給体制、確保対策を総合的に検討することを目的として、三重県看護職員確保対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討会は、別表に掲げる職にあるもので構成し、医療保健部長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 委員は、次の事項について検討する。

- (1) 看護職員の需給の現状と見通しについて
- (2) 新人看護職員研修体制構築について
- (3) 看護職員の養成について
- (4) その他の看護職員の確保対策について

(役員)

第4条 検討会に次の役員を置き、役員は委員の互選による。

会長 1名

副会長 1名

- (1) 会長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(事務局)

第6条 検討会に関する庶務は、三重県医療保健部において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年9月16日から施行する。

三重県看護職員確保対策検討委員

分 野	所 属	役 職
医師・医療関係	三重県医師会	常任理事
	三重県病院協会	理事
看護師	三重県看護協会	会長
	三重県訪問看護ステーション協議会	会長
助産師	三重県助産師会	代表
保健師	三重県市町保健師協議会	会長
看護教育機関	三重県看護学校校長会	代表
	三重県立看護大学	学長
福祉関係	三重県老人保健施設協会	副会長
	三重県老人福祉施設協会	代表
教育関係	三重県教育委員会	高校教育課長
労働関係	三重労働局	職業安定課長
学識経験者	鈴鹿医療科学大学	教授
市長会代表	名張市立病院	副院長
県民代表	金つなぎの会	代表